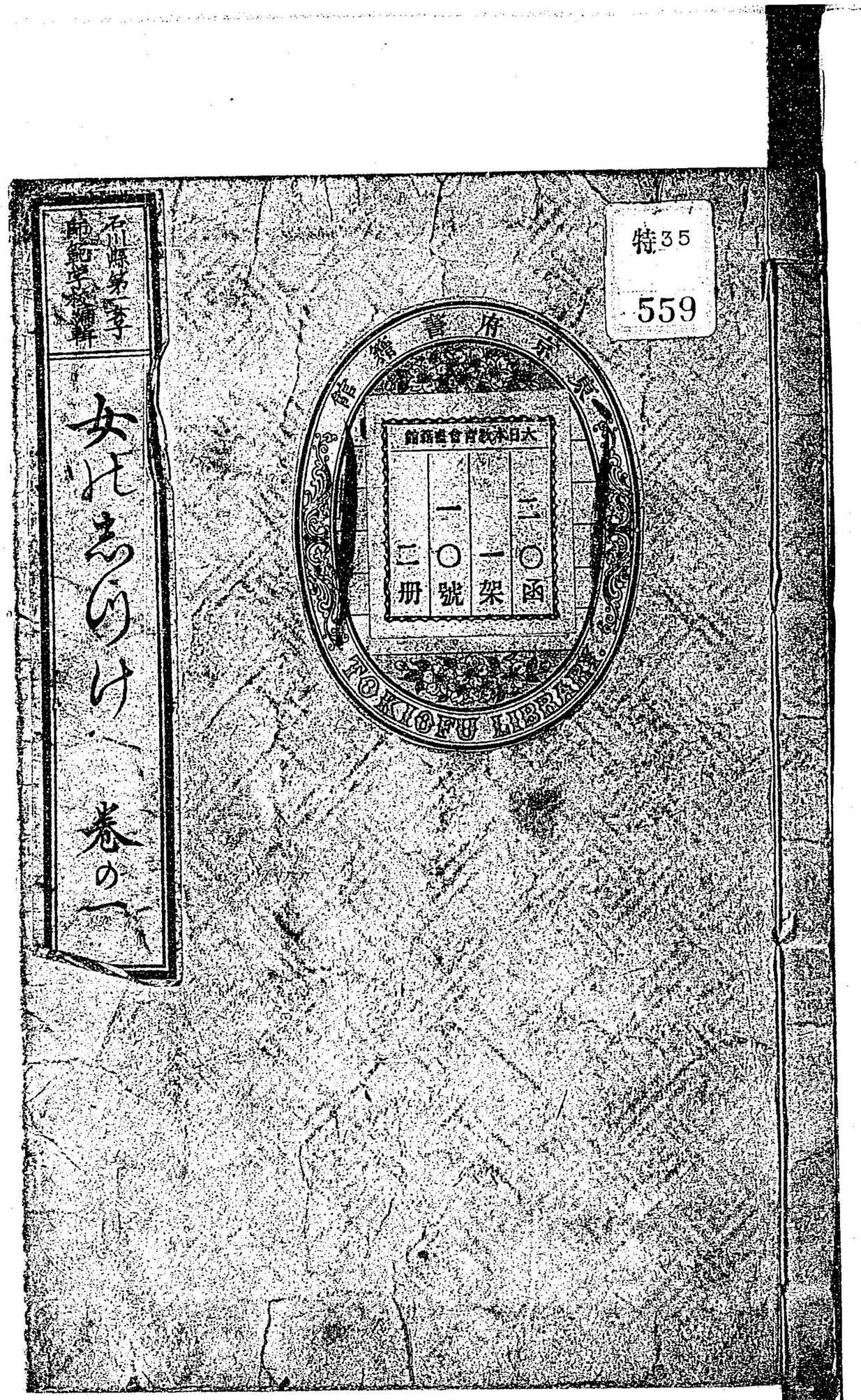

009225-001-8

特35-559

女のしつけ

石川県第一女子師範学校／編

M13

AAE-0190

石川縣第一女子師範學校編輯

女のしつけ　巻一

石川縣
學校用

益智館藏梓

特35
559

東京帝國大學圖書之印

序

吉岡

女適人者也不教〻於幼時多失禮
仕つ舅姑又母為建貴育兒喝〻
育実在母儀而家〻盛衰亦幸〻國
内多可少教而後〻我子石川縣子女
學〻役久矣頃渡邊夏英著斯書以

石川縣第一女子師範學校編輯

女のおしへ 卷一

石川縣
學校用

益智館藏梓

特35
559

東京帝國大學圖書之印

序

女適人者切忌於初時失禮
仕つ始恥辱母為建貴児嗤導
書実在母儀可家〻盛衰之間
可必教可務〻弟子石川縣〻
役久矣頃渡臺遂著斯書以

授女生徒蓋女不必類叔孫豹叔仲惠
雖辯而口如必莫萬言傳乃慧
果敏也苟智貫禮而修其德名內外
交得名失敗〻患矣是亦以著
斯書〻言如刻朱之案焉〻序
乃書之簡端

明治十二年十月

容齋 藤田維正撰

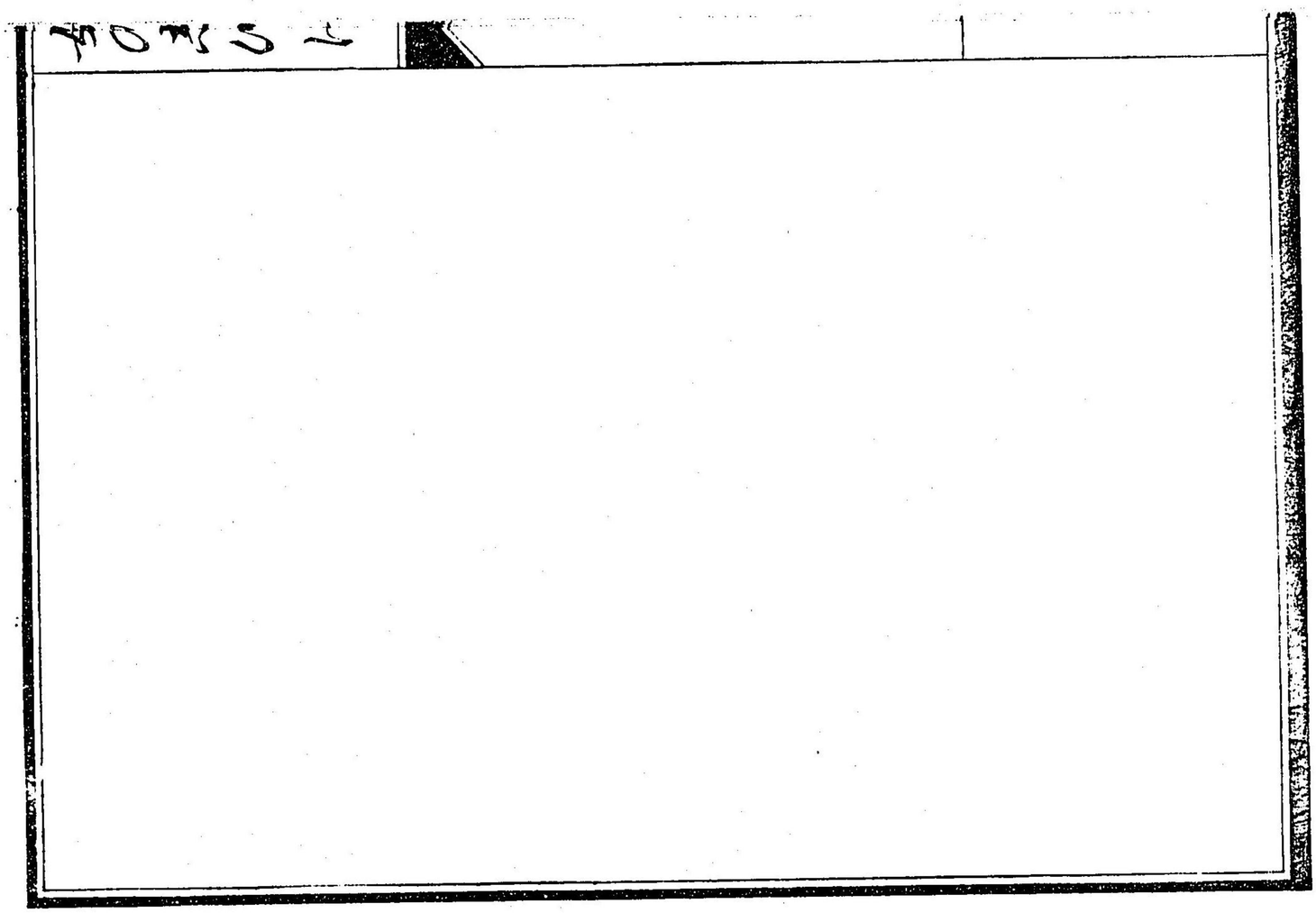

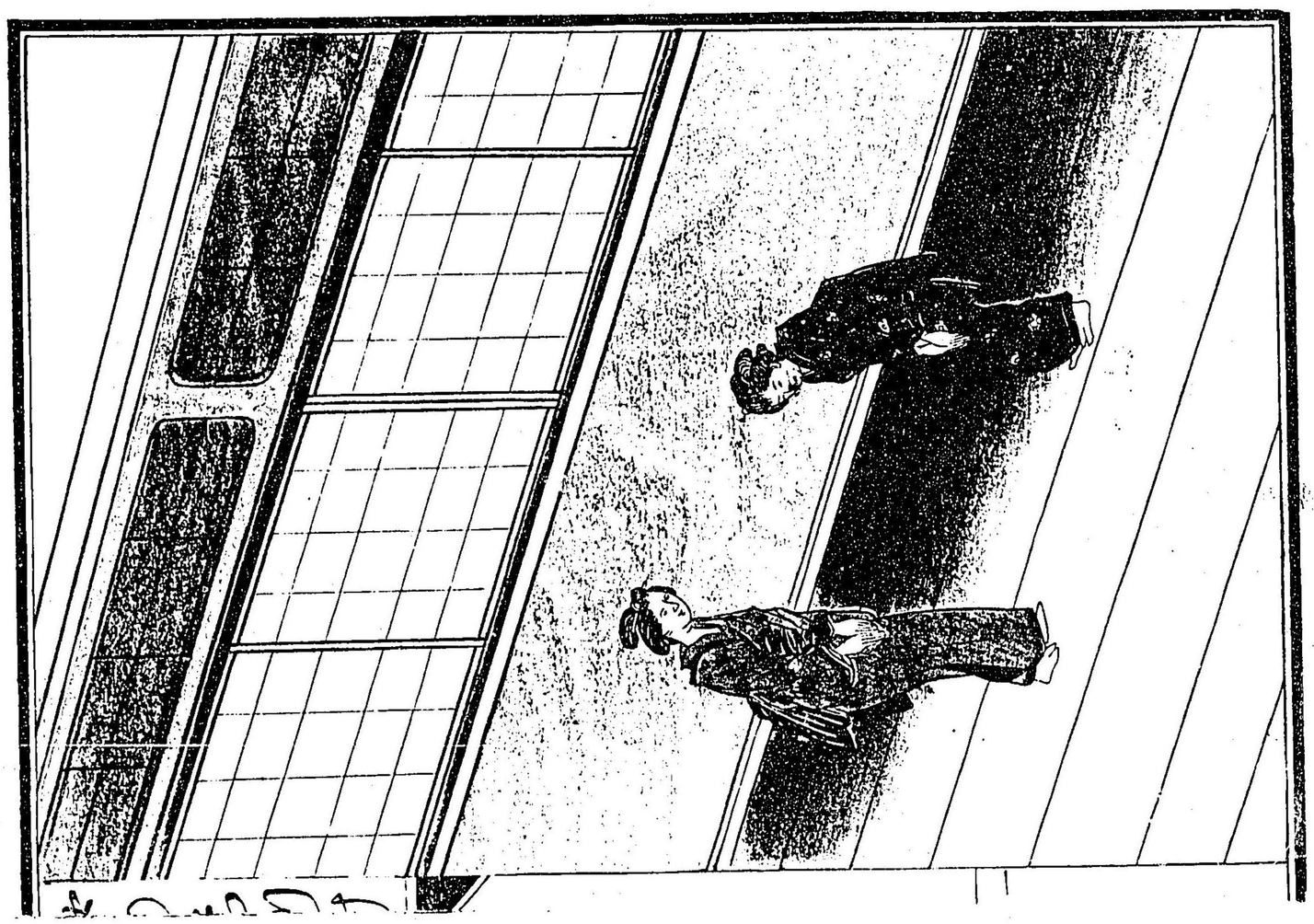

支
那
前印度

明治十二年十二月

義太夫画

凡例

一 本編は専ら実正の事を記し道
理は第二とす戒の為に付き設使母の才智藝
能あるとも其女たり母たるの道を欠くなり
この為人乃数年以来の所為一旦実に心を
動かす和漢関係して離れがたきの実を
かしこ世に出でたるもの多くの人これを
賞する時は清人きたりて世の人をして
くりかへしかの為ものを知らしめ
世の草紙を作るの人のこれ如き事を出だ

一 きゐにいて借方のことをのせたるは世その手紙に當用しのされたり思招なん人の心をよくにと見られんことを欲するゆゑなり

一 書中に用ゐたる文字は一般小學兒女[illegible]鍛く難便簡易なるを旨とし古来傳り[illegible]多く省畧しなるべく時風に[illegible]當時風に適する[illegible]人の用に便利なる[illegible]方今より[illegible]實に用[illegible]多し[illegible]一[illegible]漫[illegible]新銭[illegible]道理[illegible]

なやまく時宜[illegible]態と碍一[illegible]の禮[illegible]起居動止も自ら熟し[illegible]必これを[illegible]動[illegible]の[illegible]心得を[illegible]入[illegible]銭は出つる[illegible]此手紙[illegible]熟し[illegible]八め[illegible]時宜[illegible]自由[illegible]

一 書中[illegible]の方君氏[illegible]向のか[illegible]或ハ嬉子氏[illegible]是[illegible]君縁[illegible]我[illegible]又上[illegible]

は我身より取りて家のことを上望とし縁を氏の
を上望とを常とすれとも稀也は世愛の奥九
のを上望とし百の方我下望とし或を世愛乃
左者を偏を上望者也の人の望とかと我
上望とを上望とも所の宮愛前度の人者とし考
をとを為

一 事中より寸尺を絡て曲尺を用ひ
一 附図小清水九寸のを方図をかと等乃概況
を示を高を高をもの一目瞭然なるものを解
我を為

一 附図中結方打のをは本書と関係をるもの多を為
是を示のを人のをるものなれはその名をものを加へ
一 献立九をは割烹関係のものなれとも趣を知て
を習練を為後を九を献立を二汁五菜の一式を獨り
於の一雅我如しむ

女の躾ひ法目次

巻の一

○叢端
○起居物ごとに及ひ礼節
たちゐ
ものつきの法
障子の開閉
坐ちの礼
立ちの礼
行逢ひの法

人丸前を通る時乃形い
人の後ゝ通るときの礼

○品物ゝ為ゝ

茶
煙草盆
火鉢
扇子團扇ゝ
料紙ゝ箱
書籍巻物

○起ちゝはゝ事
炭のつぎ方
箕箒雑巾の扱ひ
燭臺の扱ひ
器皿のまゝ
ゝ物乃ゝ
○諸品受取渡ゝ
辭令書ゝ
形紙の角ゝ
書状

草木の花
小袖地紙
絹布紙綿包金扇子の類
裏着乃こゝろ
附図

巻の二

○配膳法次第
本膳の進る程
二ツ膳乃進る程
向詰の出る次第
飯ハかゝる進る程

汁のつけする次第
蓋ハ出しやう
中酒の硯ハ出る程
盃の蓋引きやう
重引の進る次第
こゝ座ハ硯の出る程
吸物ハ出る次第
こゝ座ハ硯ハ出る程
吸物のひきやう
湯ハ進めやう

菜漬のさゝめ相
薄菜丸之部相
之部めれ菓子之部相
前菜の進め様
○飯食之部
蒸さゝ之部相もの之部相
箸付様箸之部
飯乃之部
汁丸之部
回し丸もの之部相

中酒乃部相
酒の肴之部
吸物丸之部
湯付之部
菓子丸之部相
楊枝のつゝ相
菓子盛様
○盃事之部
○嫁娶乃部
結納

引移り
うちかすみ
○雑部
應接の事
題歌の事
服飾雑色の事
取者式三ヶ日の事
参内より鯨を給ること
席の色の事
書初の事
けものくさの事
瓶花の事
屏風の事
神仏敬礼の事
夜具のこと
車上のもの見の事
附関係

目次終

女の志りけ巻の壹

端

[illegible]に意味を[illegible]雅平海舎の婦[illegible]
[illegible]乃志[illegible]詠[illegible]宜[illegible]この[illegible]を
[illegible]漫ふ古像[illegible]或[illegible]人の[illegible]時風
[illegible]他に[illegible]すの[illegible]一概[illegible]宜[illegible]難しされ
[illegible]今女童或教導[illegible]の[illegible]に[illegible]を宜[illegible]示
されはいと多[illegible]の[illegible]んと[illegible]ものをひ詠ひ
集[illegible]かれ[illegible]取捨打平[illegible]女[illegible]人の道[illegible]
[illegible]されはよ[illegible]人[illegible]

とて能くかくしたる者婦人或は若衆なりの者の実をうしなひ死骸より見て
諫言無益事なり高弟たる肝要なり

○起居動作及礼儀

うつむきひは洒掃庭掃進退の間必ずかくしたる
身紀をもれなく貴賤尊卑まのはら長幼の礼儀のそなへ
をもつて手をあるべきの人は左右の足
をあつかれの膝をも一方ずつ屈へ（上半身の方を屈）
（手の中の方へかかるもの）　体をその方へ向ひ右或は
左足或かしら引き膝を揃へ坐つたる

慣れ常に容姿正しくそなへ作法に帰すべきなり
うつくしく整ひ平なるべきなり

手の紀り

貴人の前に伺候する時は右膝前へつき（膝を膝頭の外角より）
（左手指先を内の方へかくし鞘にしたる指の間の長さ）肩をひらき拳を
此時に只右手を右脇小垂れ指先ばかりなるべき
しなり

まづ貴人に座をすゝめ人さし指の先を
その座をすゝめ少し移し体をかゝへ伏せる必指ちよ
するものなり（貴人の前にて物を事をなす人の礼儀）

伺候するときは片しを縮て下ヨつて
をくしをするなり

障子の開閉

座敷用れ襖障子は手際へ歩みを例れて者共を
ひき南縁をつまず澤紐を多く敷居を八寸ばかり
高くかまへ開きを改め右の通開閉の方法敷居を八寸ばかり
高くかまへて下端の見えより敷居を越え
れ廻りを着し閉つるまゝ敷居より八寸ばかりの高
さのみ左閉つるなり三寸ばかりの高
ひきたるものなり

明障子も出入襖障子ひきかるゝ者は勝板
の横ばかりの高さをかけ右の如くまるまの家り
人を引き障子を常閉するは片勝を縮つき
前障れを續て開きその内へ出入通ち
るに成ものなり
板閉るれを切を場所れを片勝をつきみるほと
るに或は腰を屈るるに開閉するものなり縮
計ひくくし

叱しくくし乃礼

其人れ前へ出て礼するれを常のごとくたちて御

をたゝみたるまゝ膝は重ね左右の足をまきて納め（両股の脇 衣服の縫）
目上の前へ出し物をおくに力を入れて押しやりまゐらするなり
下座の方の足よりふみ出し（歩み出る時足の爪先をそろへ）
かくは貴人の座前へ寄りて進み程見計ひて跪き（跪くに八歩と）
すべし
貴人の前にて両足を揃へ両手をつきて拝伏し
時は上座の足を少し引くなり（手は膝の上へ置き）
すべし
つく紀元は指先にて疊をおさへつゝ膝を開くなり
疊につくやうにするなり
両足を爪立てて手を両股の脇におき下座の方へ廻り（左へ廻る）
または左足を左の方へ少し出し右の足をあげて膝をまげ左膝をつき向きなほる事もあり
進みたる時その上座の方へ向ひ若し上座の方よりかへし向かふ時は左に向きて
時は上座の上手より右の方へ廻り人の前をとほらぬ様にすべし
心得あるべし 下座の方より右の方へ廻るべし
起ち下座の方の足より歩み出し（正面より左をむき廻る時は廻る付けて下乃方へ廻るべし）
うしろ足より歩みはこぶ
なり下座に向ふべし
元の座へ引きさがり上座の方へ廻るべし

またの右へ廻るは左足を右足の向へ爪さき鉄さきのあたりに出し右足へ添へ左右の足を直し右足をまた直して廻る也下座へ廻る心得あるべし
上座の足を鉄出し引きて座に居る也
同輩への礼は貴人への時に比しては総て手軽く左右の指先を鉄出し掌も膝の掌に座し下げるよし
下輩へのときは同輩へ礼節よりも一層指先の掌を広くし頭もあまり屈めて下げぬなり

立ちて礼

椅子によりたる人に礼するは同輩ならば手を両膝の先に膝の頭まで下げ貴人ならば尚膝を覆ふ程に下げ拝伏することのなりゆきに自分椅子によりたる時

礼をするときは腰低く足を広くして立
ちて礼をし膝を脇に屈め心得専一

行逢ひの礼

道中或ハ廊下にて貴人に行逢ひたる節は六尺程
前にて右へ寄り左を斜に右足のさゝへ踏みひらき左足跪き仰ぎ奉る
貴人の面を見ると時は伏し　礼の時の目いき　受けて通
らるゝときは道の中央の窓態にて拝して元の所に直
して歩むべし

同輩乃至は五十程なる人に行ひ一礼　礼の時の前右へ
少し通るべし　若狭き廊下にては真に譲り合ひ

て通るものなり通る時は彼方に背を向けぬやうにす
べし

縦横に出輩　同輩は我方に出方を通り下輩又は婦尼
は右を通すべし婦人の習ひ那来

人に前を通る時の礼

貴人着生に成通るときは着生に成の方より来ハ
成の勝に成　貴人の勝　成趣に成に成程に成て右足を
下生のうへ　ひ膝貴人に斜に向ひ成者の勝を
つ紀ると成の勝を結つき貴人に成ると御を
し婦人やうにし　貴人の胸のあたりを目を注ぐ　下生に成ハ

て向を直して其の足を少み中一間ばかりよりて右ばかりよりて
足を寄せはあのうの足にはなるべし
同輩のときは斜に向つて及ばざるものはまして上座
乃片足を引紙を足のこのくはれ膝をつきてすべし
又座上室内に限らず座を敷場所をきたる南
膝をつの上座のひざ我俗にいふ膝を逆
高くして上座のこの礼を静につきて人のかたを考る
俗あるべく座して下座の足を起ちて通るとき同輩
乃ち紙をもられるまでにて高
人は後を通るときの礼

貴人着座のうしろを通るとき伸を伏すは及ばざる足經
ちなを切つき貴人はこの我人を通るとき前を通る時
あるべし
同輩の時は膝を片を膝をつきて通ること
前を通る時は同
又座上ちなのときは貴人をまてを足をひの寸こうく
ちなを我膝ばかりて下ちなをはらくこと
品物をあるべき世話
乃
慶年三方をまるまるとして三方の上を形く出をいれ

てゝ右の片足をもつて三方の左縁をもち高きは大接　離れあらば　起出て
客方へ進み南勝をつき　此時は下座八出四半客方へ向て斜に向て上座の勝
ゝりつき又正面へ向て客をみかけて客方へ向て斜に向て上座の勝
三方を畳ゝ六寸下のうへ斜にひくべし　三方を下に置なし押
出して進て客へ礼あり　又客へ礼　三方をひき
前に置て持て座の方へ四寸ばかり三方をひきて
又客へ礼　何方にても客斗ゝ一時に立向て
何方へ客をつれ行のちに持出て上座の下座に置
勝臣をうねひとしく中央に置て素堂客へ
少しも左右へ勝をつき切て客一同に礼
は共拍子をうちうちひき出て三方の際に歩みよせ

南勝をつぎ三方の南縁に左右持て中央に持ち外へひき
前のごとくにもちて引なり

茶

煎茶は茶碗を畳に置て左右の手を仰け南に向て毎
拍子上へ上へ四拍子搔く畳をもち客へ
ゝ南勝をつきを見茶碗を取て何の帛にて拭
ちるひき程を見てひ拍子　拍子は自候する時の心持を
下之よ　客茶碗を下に置のる時は畳を持て茶碗を
何の客へ出て畳敷て南をもて茶碗をとり畳
に置て前のごとく持て下座に置て四ゝ引屋

客畳はそのまゝ時そのまゝよ寄せて多つ出さるゝ
ものにすまつ一面知る人
濃茶は服紗（多くは絞染の服紗を用ゐる）ふ出る名四つ折り打目を寄せ手
掌よすまん左手にて服紗の向角を茶碗を抱く心持
よ撫でくもち（持方委敷ハ口授）客前ふいて南勝をつき服
紗をもに寄せて引き程を見計ひ扣へ中ち客のみ
終りて碗我下す畳の角時立出て服紗を左手に
のを物はさむ持方（四つ折り若持
出しを客碗のみ形のけられ服紗を客に
扣へきのかたち立寄りて扣へ薄茶にも服紗をしては

烟草盆

角を出盆を客前に出すは形をなきかたちは右手
にすまん左手を人（左手よ屋を右手
を持ちもつきれかたちハ
右手ふ我もち左手を盆の左縁よ添へ進みいて
客前ふいたを南勝を引きて下に置きかゝ推直して
下座のこゝ四を立ハるまあり引るもこと出な
きこゝ出る角

ひだち

左煙草史紙を人前ふ出すは左右乃手ふ持
らはハすをもつてこゝ九形扣のもち方は南を先に開き
客をもつのなれをも形よりこゝハ片を下のこゝよかけ片を上のこゝ

[illegible]人持ち居る　立出てその人は九名のうち[illegible]人
[illegible]　下座より方に廻りて立ち居る　座敷
[illegible]は座乃接拍おのおのに盃を
[illegible]
同あれば先出仕は膳を出し盃を戒常とされ
都合よく座敷の着座後より出す時は両人ずつ持ちつ
[illegible]向合ひ両手を仰げて[illegible]
[illegible]の[illegible]背をむけ[illegible]
[illegible]紙[illegible]二ツの方を上座ふむけ
[illegible]一ツの方を下座にむけて　上座は[illegible]の[illegible]人は[illegible]
立入り下座のの[illegible]一人は[illegible]
座の方へ[illegible]

なりなる二人[illegible]取扱[illegible]
小就きて[illegible]

扇子[illegible]は[illegible]

人の扇子[illegible]は[illegible]扇を[illegible]時[illegible]
[illegible]は要の[illegible]
向[illegible]
[illegible]人持出て[illegible]膳を[illegible]
一度敬ひ[illegible]
業墨小刀等[illegible]
[illegible]

料紙さゝやう第

抜出るさきに硯箱の蓋をとり中をよく吸免殊に肝要

水注墨筆すりさして墨をすりて紙中を拭ふる紙の付拭穢をとるべきなり

乃上ものを紙をとたのまるる者しめん

硯箱は南を向て居るべきなり

以て筆をとり膝につき下生のさゝり斜ふ紙を筆をとりておき

硯箱は南を向て置き四拭紙は仰けかゝるべきなり

やゝおくるべきなり筆を仰るには硯箱を右の方

南を紙かけるものゝ方にこれは硯箱を右の方

向をよこ置き婦人をその右脇に直し

筆をつゝ下生をとるべきなり

紙を紙の折をひるべきは紙を硯箱に

紙を紙の折をひるべきは紙を硯箱に

心得べし

筆前にて墨をすりて硯箱に筆を直し

墨あるべきなり

墨をすりはじめ水を注ぎ墨を摺り墨を

墨をすりはじめ水を注ぎ墨を摺り墨を

墨を硯のうへにおきて筆紙取出し墨汁を

ひたし筆を架ふ也墨をとり墨汁を硯の

海に移す筆を拭ふ元の如く墨紙あき硯箱を

硯箱に退くものなり調度は節如

失敬なり書画会社の時は心得あるべきなり

宴前にて料紙硯箱を納むるは

出す硯箱のあるべきなり

箱のかた紙をあつらへ書籍の方を前に書し紙を
墨のあるかたを前に書し紙を
形ちすべて名をかくの如くに載せ（調書和綴じたる時は紙を書付ること成良と云）
右をもの形ちを為し結束の乃例を同し

書籍を記物

書籍巻物とも表字を前に書し或は函
服紗をもつて居る者は表紙をもつて下にかき
かし押直し形ちを書の方へ記すべき
もの、ときは書籍のもし紙色はれたるは先へ直し
結を解き巻物の端（標紙の方を巻物）へ上より下へ結を解き

かしまきの物は巻の〻標紙は巻を巻きて二巻三巻
まきの字又は画は巻の題をかし元のかた
へ直し字形を書きて巻の端に「退くまのうり」
容前に有る書籍は納むるは常のかたへ巻み容
前に進み跪きて書籍の巻をかし左へ記す
右の如く左を先縁まきして下へ巻は巻の〻四
例のかたへ立つべし
まき物きまの、時は巻のまきひらきて書籍まる紙を
ちまきまして結を展へ有る時はかし左へ巻き
取四し字形を向うへ左へ巻き標紙の

かゝに俵紙の厚て巻き中を巻紙さゝ結を
よ載せ尾を巻き（ひたゝ）回てひきまわす

○起ち回る火事

炭の つ紀招

爐を抱ひたる炭を火箸につまみ火箸前
第を巻き（ひたゝを炭取の右側より出し手前のふちにて呼
羽第を巻きそれと羽第をそれと羽第をつ）向よ炭取此よりの也
尾者乃ちて持ちて炭取藤組板の上に
分なは者をたる紙持ち尾の尾方へ
くちて立出て爐ひたる火箸（歩みて
右勝をつき　焜又は火鉢の傍へ寄ること　手斗と心得へし）炭取紙右脇まで

火第を者をまきて元の火を入れ紙をつまみ
持ち　裏手はまきみ手ト手火をよ
巻き手手をたのうにすると　火を出ひはを綱め
羽第をつ尾ちて　羽第紙弱尾炭取を持ち
回てく立ちて入ちり　若ちきる切炭なたく火箸
まて つ紀雑きを者はひたを炭取ときし者を
すみをもちて焼き後尾をはるみを者を
乃清をのちひ火第を者ふとをくし

箕第　雑巾の扱ふ

家雪にて薩屋をなをあ月をを箕ち中（第
をを尾尾をちをちを持ち者を紙下すを人

毋指まてはさきより柄を輝へき出さるる雲
きり南勝をつき右手に筆第紙をもち左手に算を持ち
さきを前乃の方へはきいれ（此時まの方へちりぬ
のぬやり注意すべし）いまだ座の
の起こぬ拍算を第まて おのれ兼雲ひつきの
うつうつして上坐より京ちり下坐乃方へ順にさきを
まちつ命

水引のまられたるときは雑巾を水翻れまひを
左手のまを（雑巾とは布しはれ
手のまをわりをすもの）布をもつて拭出さ
ぬ時は雲の出口或を流の右に見付ひく書き
雑巾紙布のまを持ちあるまの雲へをを跪きのま

紙布を水多くつて度ま拭ひとりかゝ紙付を言て
まの雲へまして綾ぬ織度ましまは口のまをつく
水翻を持ちたまりをあり雲へまを那常まを多くまを見れた
ま時は三度紙を雲へまをもち出さくまを

燭臺の印のひ拍

燭臺を座敷より出すまを右手ふ鞘の中央より也
手はを紙持ち右手を高くまを歩出て臺をつき
雲へまして南勝をつき臺より脚三ちある角まは三ちは
上坐へ向けてちを坐まむけ右おまをまを二枝
出ま時は鞘ちはのまをまあはをまして上はまを下

此くたゞ其まゝなり若し なを其さきは糸を掛置
て其を下の糸に掛る二枚出る時はこれを向合せにする
なりさて下の糸におしかけて持出て上の糸へ渡し
はなさぬやう取るなり
らかへと立替りては二の糸帰りを出せて掛しく
手指にかけて数取る時にかけるにすなはち糸ちかひに
手にかゝり指を持出して上の糸の方へ渡し
ほそく糸を持つき先を立て爪手指に取り掛け糸を下
ゆるめ置て糸をかけて乱れ乱糸をとりて左手にて糸
この手指の糸をかけて前にて指を渡してその手に

下のらかゝる糸取りて乱糸の先をはなして手指に
かく乱糸の先を渡し手すくひ上げの糸をかき 掛けて時は先を
渡しかけてかけ取りて糸にかけて持ちて下の糸を前を
通して順に下の糸を移し掛て通して一枚の時は
手に糸指をとりて渡して上に倒す
照して考ふべし
此先を取りては糸の紀をつけなほしてを
んきを糸上糸の形を左の手に持ちて掛けて左手
よ着物にて糸を取り其後みより前膝をつ
き 両足の爪先を立て 左糸を渡して下にかゝる糸を手にかけて

をもて左手にもちて右手にて鍋蓋の
ほとりをとりて鍋蓋をとりのけ
載せ方をもて鍋をとり鍋蓋より左手にて
きと四つきとりて持ちて上手にて順に移り
てとりのけ座敷の様態定れば合ふ時宜
計り上手の客は勝元通りにて客
時要なり
若鍋蓋鍋つきの鍋蓋にておるときは別に持出る
きと及ぶに鍋蓋のもとに鍋置きて鍋
たきとりて蓋のうへにて載せたまを

とりて右手にて上手の客に向ひて鍋をとり
もちつゝ或は亭主方にて鍋をとり
鍋にて鍋蓋をもて左手にて鍋蓋は
そなへきに鍋のみ鍋つきに鍋をなすべきなり
又客先にて付添ひて客を接待すべきなり
何にても鍋を鍋にて鍋蓋を
ちかをよりとりまんきを持つゝ鍋をも
てとりて後まんきをもちもちて鍋蓋一枚の時は殊外
はもちの客にもちもちて

翌第五

ことに手を控へ付るには右人の不能にて足を立て控
控手を前へ向ひて出し付り膝より以後へあり向ひて
以るまたなさひ膝より出るは右後より控を付る箱
此右膝鈎の右の際に清き間を付け右手を垂るゝ以て
箱の際へ端み入るを例として右膝頭へつき（直に左手を たゝし）互
小兄合せて両手を仰け箱の下端をもちて前に
かくいへますりにて重ねて手銭付る膝たゝに延へ収て
右膝を立る事なし互にあらんとは也一度にたち控
あけるにて紀此の小るは鈎へ掛けて纏きこの事なき
節は相原採の一の立細く通る也（たゝみ申すに紙を折りて二三寸計の幅に折りて紙を持ちて）

箱を付は紗袱をもちて折り右方へひきのたしてあり 懐中しを出て控へ付け右手に
紙を取り箱へ通して（互にかん合せ通るを上下にたゝみ合せ申す）その
右端を合せ左手をもて ひねりおしこみ（合せたる紙の右を左手にもちて上の方へ）
斜におりのみきを右は方へ出し再ひ上のかたへ折りさて左手にてまき
たる箱をおし上は方へおろしたる紙を 左の方へ以てその紙先を表へ折返し
紙を箱との間にはさみ左手を 垂れて元のまゝにて両膝を揃へ
纏むる時はさまるものなり
出口の方へ廻りて（出口正面なる時は互に内の方へ向合ふやうに廻るなり）立つ事
ますまする箱をおろしても前におれし心得て
箱を膝よりおろし右膝をつき互に小兄付のはせてうち右
手銭仰け箱をもちて左手にて（かきまきあり）しまて右
手を左手にまちて右手に箱をもち互に遅速なき控

沒言して出家の下りたれば跪拜垂手
まして立ちまゐる出口の如く廻りて立ちまゐる
神佛前に立ちまゐるときに仏に出一人
の僧は総鉢をもて向ひまゐる者一何義勤めあるべきと
まゐる
立ちまゐるまゐる者揚げて医出つるものを
出でまゐる総鉢和に向ひまゐる者向ひまゐる者
揚げまゐる所の所をまゐる端を取り例の如く跪
きて跪まゐる者の方に人に左に鉢僧を
取りて持つ毋指を向へ殘り四指を右へなして持ち

指をまゐる向ひまゐる者は勝跪をまゐる
左足を出ずまゐる居まゐる（時は右膝を軸として左旋まゐる向ひまゐる）左のまゐる人
出のまゐる跪まゐる毋指を向ひまゐる跪まゐる者まゐる
若鉢まゐる出まゐる僧は一方へまゐる僧のか
乃まゐる向ひまゐる通僧一

平鉢のの事

鉢を取りまゐる者に平鉢と掛竿と鉢持ち（右掌は平鉢の
也鉢は竿鉢載也毋指と四指まゐる鉢を取りまゐる）立出まゐる（右鉢は常の色は赤まゐる
平鉢は黒也黒は赤まゐる）
床まゐる二人杉重南縁蒙杉釘の事を見者まゐる左
まゐる上座まゐる向ひ者編小竿まゐる鉢を取まゐる

ふくさ結の紐を右手にて解きたゝみて下にある紐一文字
の上を平して展べて風帯紐のたるみ 右手にて両の竿を
とり掛緒に結ひ 此時左手にて掛緒をもつなり 掛物と竿とを会せて
右手に持ち右手にて竿の下の方をもちて立ち進みて打釘
そのかさの付けは床の上の方にかけ 右手を竿のもとへやり 掛物をのべて 此時先手の母
此付左手の竿をはなし掛物のみをもちて 竿線右脇にはさみ このみ立ちて
持ちて竿を持へは右手にて竿を取り 左右の手にて掛物の軸際を
持ち下へ引下げ後を揃へて両膝を継ぎ 此付両足爪先
左右に立つ さげ終りて右手にて竿を取りて少し退きて膝き
て掛物の正面を見て正面にかけ 是は立ちて竿にて

直し少し退きて見改め収むるなり
独此付は竿を右手に持ち立ち出て床前にて膝を
掛物の前に立ちて掛物 この此付は床の上にて 両膝をつき
竿を右脇にはさみて掛物の軸を持ちて捲き
巻き紐を伸べて又まき立ちて前に紐を整へて右手を
添へて竿を取り掛緒をはずし少し退きて 床にての前
掛物を下に卸し 両膝をつき 左手にて竿 左手にて掛物を持ちて 掛物を下に卸しつき竿
を独して右脇にはさみ 両手にて掛物の風帯を畳み
巻いて巻納め掛緒をもて結ひ その付け外の如く掛けおく
かけ竿は右手に持ち立ち入るなり

角なりの片ふくさを對幅ものは箱ふくさ或ハ袋
なりを盃ものは竿を左手に持ち
て右縁つゝみし斜に左編つまを抱て心持すて
持出て例のごとく跪き二幅以上なれは一幅ゝ
結をとゝきて置きて置きて置けのけて置き又一幅を
とゝきて如ごとくその順序ハ二幅乃至ハ三幅乃至ハ五幅中を
この手順にて主位のものとつきに家位のの者とかけ（席の上ハ家位）
（位下のものを主位とかけ）主位平に主位の順にて對幅な
らは家位より主位に家位を主する心得
なり

又大幅のときは南人ものとけとなるのすて
一人はなを物一人は竿を扱ふなり
又ふみ結をとゝきて解結せす左手に人さし指
ふりのごとく四つ結ものみ結幅をとゝきて置物をとゝ
持きを間に挿入きて持ち出るなり

○諸品請取渡差引物露納方の事

解令書ハ角ひ

解令書乃類を賜を両手を垂を貴人へ礼する
時ハ左手に右編に細を巻みつゝ渡きて人の前に
きを跪き一礼〻（左ひの人ハ右ひの人ハ）両手を縮つきるのごとく

持て渡さるゝ時左手にて受とり（書状のまゝ中にして）右手を添へて（書札の名）
（端はしかる）受取り右手を添へて跡足引き退き（此時共足をもひくなり）
書面を披見て元のごとく巻込み右手にて上つゝみ一礼して
（立ながら人あらば もつとくも）左へ廻り（立ながら人あらば そのまゝ）立て座し若又渡す人
左手にて渡さるゝときは右手にて受左手をそへるなり
しとまるなり
中さし渡す人へ持て参る時は前の如く立出て
持の前跡足引（和ある時は此ところより）此定まるより一礼し渡さるゝ時
進みて受取り跡足引き書面を披見元のごとく
巻込み禮して立以前の座に帰る時に一礼し

をり紙の數

折紙の色くひを渡すときは左手にて大ゆびを上に下し
の指を下におし大指と人さし指にて紙を摘む心持にて
もち右手を添へ（折紙の右角へもちそへるなり）立出て渡す方を向き右足を引
きて膝き右手をさげ左手にて左膝の上に置て一礼し
右手にて字配の方の紙取り手前へ順に廻はし両手
にてもちなかし左手にて渡し左へ廻りて座し
請取るには立向ひ互に見合せ右足を跪ひ跪きて一礼
し両手を膝脇におし左居受る時に又左手に
持右手にて紙の角を持へうけとり座のごとく折紙を左膝

まことに物の俗のことなる一礼し右を上へ廻して立つなり

又座する時も文字の行る時も袴を長くして物むとき

は左手に紙を持ち右手を腰に添へるなり

物露する時は前はきをして持ち物露出へきを先

きを上へ袴をつまむ左袴に手を字の方に成右手

に筆を廻して字を書のまわり左手の書に添へ

右手に紙の右角を持ち懸物の裏をのし

まを開きひらきたれて下へおき左手の持先をまを左の

はしを抑へ右手をまをまを右はしの開きの方を左

開き　右手を開きの方へ行る雲北の如く紙を巻みたる陰へいれ左のかしらを持たる右乃

して両の打目の雲を左右乃手を抑出し　左手をまを

右伏し左へ廻してをまを

納むるは右手を打れをまを

進み引出してを袴をつき左右に成物をまを

打目のおもてのけかを手を

方なる紙の端を持みを　右手を作者

を紙中の打目は雲をまを　左手を紙向して　右のをまを

をは字を向をまを又雲をまを左端を巻を

[illegible]

書状

書状[illegible]は書[illegible]表[illegible]

[illegible]

[illegible]

状[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

まえ／＼て姓名録見る事あつて下して封を見人前にありさえ
指のせしてお手にとりて上にて錢包を縁よりとさせ於手
披つきて一礼しぬきて書を懐中して例のごとく
廻りて出る座し
訴通を座する時は二通とも表包上になして重ね例の
如く懐中し扇子をさし（或は書錢又ハ通常の花錢を懐中して）立向ひ一礼し扇
子（又ハ書錢等）錢を右脇に置きて二通とも一度に取出し字頭乃
方を（又ハ書錢等）錢針に扇子を持たせて紀桐を置きて上の一通
を左の前に持ち手に続きて渡し一礼し（此時受人一通を渡すつき其のふるまひ）是の通の
分をおさへし手に続きて渡し一礼し扇子をさし（書錢等なり）

（此懐中しきて）座へ廻りて立つなり
訴通請取の時は書通は毎歳の如く受取りて一礼
し常の書通は座をすべしなるは書状を右脇に
おき封を扇子に（扇子を持たる時は書錢等を懐中して右脇におくなり）例のごとく是を
せ訴書通を受取り封を見て封のまゝ前物の書通を
上に重ね二通とも例のごとく右の手に受取り懐中
し扇子を持ちて（書錢等を懐中し）廻りてもとの席

草木乃事

草花を渡す時は花を下にむけて包の表を向になし
（包は折形あり水引にて結ふ）水引の結方を左の手に持さして持添へかけ残りの両結を

左右より両側へのけておき（母指を左よし鋏を左へすゑるなり）左手を
持へ直向ひ右足を鋏引き両膝をつき一礼し（礼する時左手）
（左手にて鋏を左へなるべし）さて左手へ移し表を手前になし左
手の人さし指を包の表にある水引にかけ残る指
にて両側を持ち右手鋏を添へて渡し一礼して左へ
回りて立つべし
本の方花の稍を上にしてこゝろへるまゝて持ちて
渡し受けては縁を包の紙をなるたけ下へ稍を
上の方すら扱ひ方々持たる手の方へ傾むくる也
まして先へつきよしとくおくなり

受取りては本の方を手前より御の方へ出し一礼
し向ふを向き直り右手へ人さし指を静かに
水引にかけ（小折紙扇の）前へ持ちて左手鋏を包へ
受取り一礼し又左手に添へて左へ回りて立つべし
包み紙は花の本を手の方へ押し込み又は花の下端を常に
見れば花の花の茎の先を常に左手方は時宜により
手中程に包むるを可とす

小袖のたゝみ

先づ袖の両方を左へ広げ右を左の袖を脊に
縫目を重ね二つに折り（背の方を外へ折る）下重ねを上にして襟先を

たゝみ神をゝ向ふ方にして裾のこの方に長さに廻り二三
寸乃至四五寸計右の方より左の方に袖を廻し袖の先
より左へ打廻し又右の方に袖を廻し右の
まゝに廣蓋數の重り右の
まゝけ左の角をかゝを出て後に
ゆるく南縒をつき斜に右の肩に向ひ廣ふくを
下より回し（ひろ袖をかゝを出て後の角より右の
肩をかゝを出て後の角より右の肩に廻し）
（後の角を）（裾の角より）腰を左へまわし前に正面に出て一礼し扱
南縒を右の方の下へ廻し廣蓋を
出て後の角を持ち少し後へ引て
出て後の角より右の方に正面に出て
出て後の袖乃神をゝ取り右の
方へ

て後の方へ取り（神の方の袖を後の方へ廻すはずの為なり）少し
（後の袖を後へ廻すはずの為なり）
し出して後に一礼し左へ廻し
廣蓋を取り前に
左右の袖を前乃角に少しかゝを
神をゝ取り左へ廻し（胸先に袖を
はずす為なり）
（後の袖を
はずす為なり）右の方に
勝へ向ふ方の角を持て
の方へ向ふ左の角を
て立つ
中袖は後の方へ結び下し後に結び

豊すもの皇命ふまんたるものは其の所作を
て持出て跪きて出御を御紀に祈て前に置
時御門に出御の所作者よりて渡し清祓の人
めのたすきを用の所作を取て手に掛
しかえ用の所作渡せし人は方ふまりて御
おのの用の所作を受用まりて持
出て御紀に祈て前に置時に
所作を用の所作渡せし人は方御
所作を用の所作渡せし人は方御
らしまれを結び渡し此通れはまりて
物忌まりては禊祓向まり神を右になして

ぬく、廣蓋より蓋に上の片袖を形取り偽のまきく
持出て切まりて蓋にして者呉紙に引き南縁を
つけて下に敷れ少し押し此時御物忌して御代
解て左の方へ四てまく立のまり納るまりは三れ紙
畳に敷まりて上に伏置まりて
蓋にまりて中にまりの所は上に左にまく横に左へ
数多のまきは左に左にまりの如く順に重る
て積み同者れものまく者れ八まく者のもの
まりたるまりみ結と紙付まりの所は紙付まりまりの
上のまりは物忌の人まる給単衣帷子等
いりまりおるまりまりは烟れのまきは袖忌の人まりと

銭包の流儀なれバまゝあるべき様なし又数多ある時は
重ねたるものゝ故なりに男子ハ持たる上のみ除べて添ふる
ときまとの形也

絹布紙綿包金扇子の包方

絹布紙綿包金せんすの包方は何れにも本
具或は盆なとにすゑ細長きハ頭を右にして
横にし擔子ちやうきものは頭を向ふへして継ぎ
のまゝ右手にて右の臺縁を左手にて銭をもちかし
おけ方なるまゝ持出てふかき程乃所に跪き右掛
まはりて一礼しやがて臺銭前へ出して縦またすき

添は右へ回はし（臺の左の方を右手にもち右縁を左にして持ち右手を置てひき左手を向へ向けて臺の頭を右さまにしてまはるなり）横に置くならは
右へ回し（四つ折あるのことく）手の揃乃なき様に入れ押出して
渡して一礼して右へ見てまはるなり
請取りては儀の如く一礼し向より臺をとりに
至るとき添ふる時あるに臺の左右の縁を持ち手
前へ少し引きて左手にて端を持ちて右手にて添ゆ
右掛けて縦に一礼して右掛臺を持ちて右へ回して
立つなり
挨拶ある時は臺にても広蓋又は盆などにても

此例にならひ其長さ計ひ縦に横に雪り尤
も上に雪は縁をとり方をもつて出てくるまき
縮きまるまきかしもの所に宜敷ほど二筋ほど
ちがりね使して左様に長くなる
細物は立出てく物縁しのまるとり跡き
て左に縁をとり方をかくしもし
綿布の所に此紙は綿布に廣幅に横に長
数多きに紙は綿布に廣幅に横に長
数に宜しく其上の書翰の書を認めて
なり

貨幣に成は紙に作り表書をなされた
包方をもつて一人利用の所は表書をなし
てなり
方の為絵紙書籍軸の類は畳業なり
菓子の為には紙に入れ
らるるは今これを置く人の品物
極しなるべし品物に長短なる縦
横に成る為は前の人に品物に
為に成るまきは長きまきの縦に
まきは此等の時の為の考

宴もたけ

膳者乃部

膳者乃部を組合せ用ゆる一種若
種多きに依節膳者部の多かれ一荷（膳部の多かれ外目の好まる）二種一荷或は三種五種二
荷に寄るを事とす時に臨みて宴もたけ
は五種より多きを以て一荷とす膳部種より
多きを以て膳部菜肴鳥魚取交用ゆる法なり
その順序は野菜を先とし次に魚を一
種とし次に鳥の肉を第儀とす按膳の時順
序を山の物田畑の物海の物とすべしは

膳者乃部

膳者乃部を組合せ用ゆる一種若
種多きに依節膳者部の多かれ一荷（膳部の多かれ外目の好まる）二種一荷或は三種五種二
荷に寄るを事とす時に臨みて宴もたけ
は五種より多きを以て一荷とす膳部種より
多きを以て膳部菜肴鳥魚取交用ゆる法なり
その順序は野菜を先とし次に魚を一
種とし次に鳥の肉を第儀とす按膳の時順
序を山の物田畑の物海の物とすべしは

如き野菜ひたすら居る事は常の形又公就まて
も通常の食物ふも山類ふつ紀ふ蛸ふる
ふ心得べし

膳ふ魚鳥の部ひたすら横ふ向ふ（横ふ向ふ時ふ頭を
右ふ出すし）て先ふ鯛に鳥九の縁ふ物ふ右ふ
物出ふ蹴ふ右ふ鶴ふ左ふ鶴ふ一礼し鶴ふ九の縁
ふ立ふ左ふ鶴ふ鶴ふ重ふ鶴ふ鶴ふ
て横ふ八幡の顔ふ上ふ鶴ふ礼ふ鶴ふ
立ふ鶴ふ鶴ふ一向ふ鶴ふ鶴ふ
膳ふ時ふ左ふ鶴ふ鶴ふ鶴ふ鶴ふ

例の如くもち方に特に立内ちもち方も大体
きれまるまゝ高高し
橋或はかこまつ其外物の数多くみは重ねく
如子の物出てかくまは絵に特に出て例の物の
せ基に色紙添て添し結配もまた同しまた
る絵人すべて物はせくまし物をおもまき
心得事

女の高川け巻之一終

女体高川け巻乃一附図

三方より乃しをまき添まは
如無細き方を人の左に方
ふまるまゝ

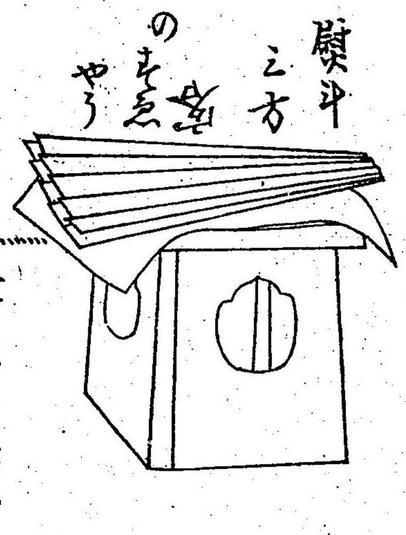

濃茶々碗比置き様

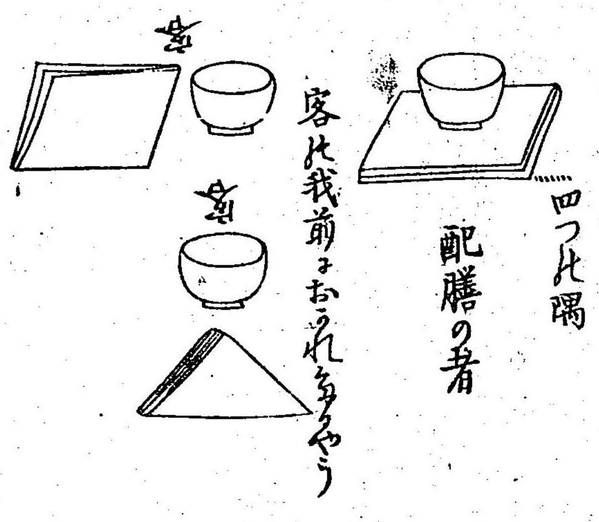

服紗を向ゟ室手前へ折り再ひ
左の方ゟ右の方へとり茶碗
をとり出し左手ゟまき出右手をそへて
持おいつ原

煙草盆ハ
きせるの
やう

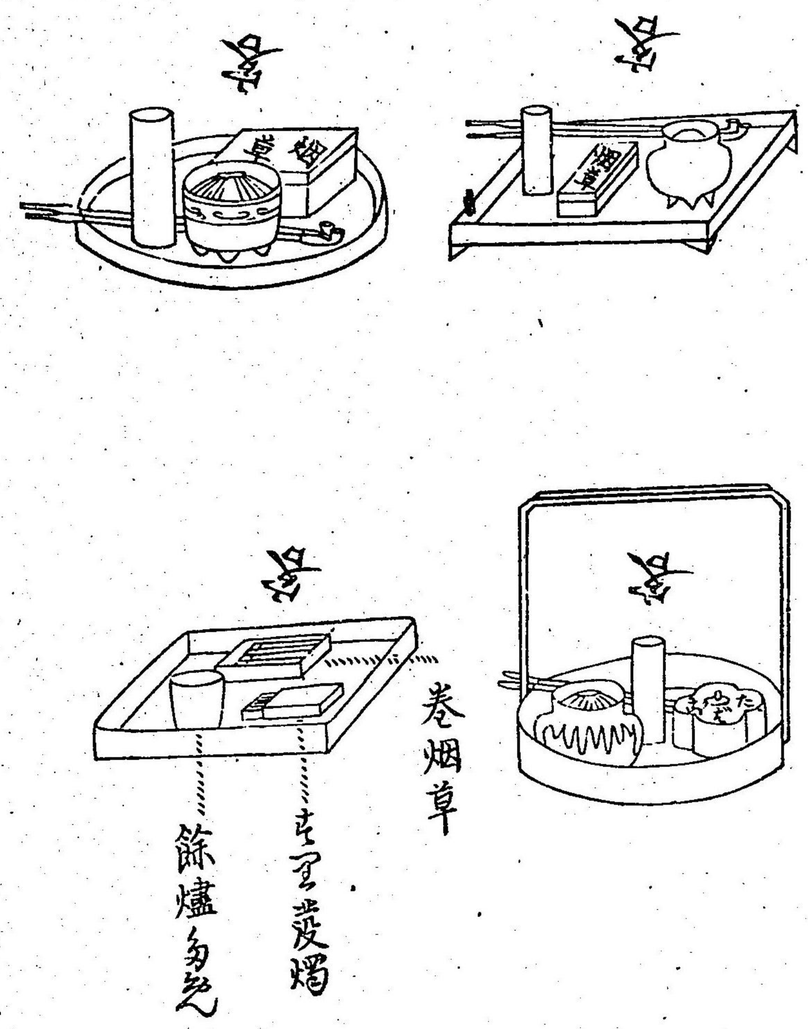

料紙硯箱の
おもて
やう

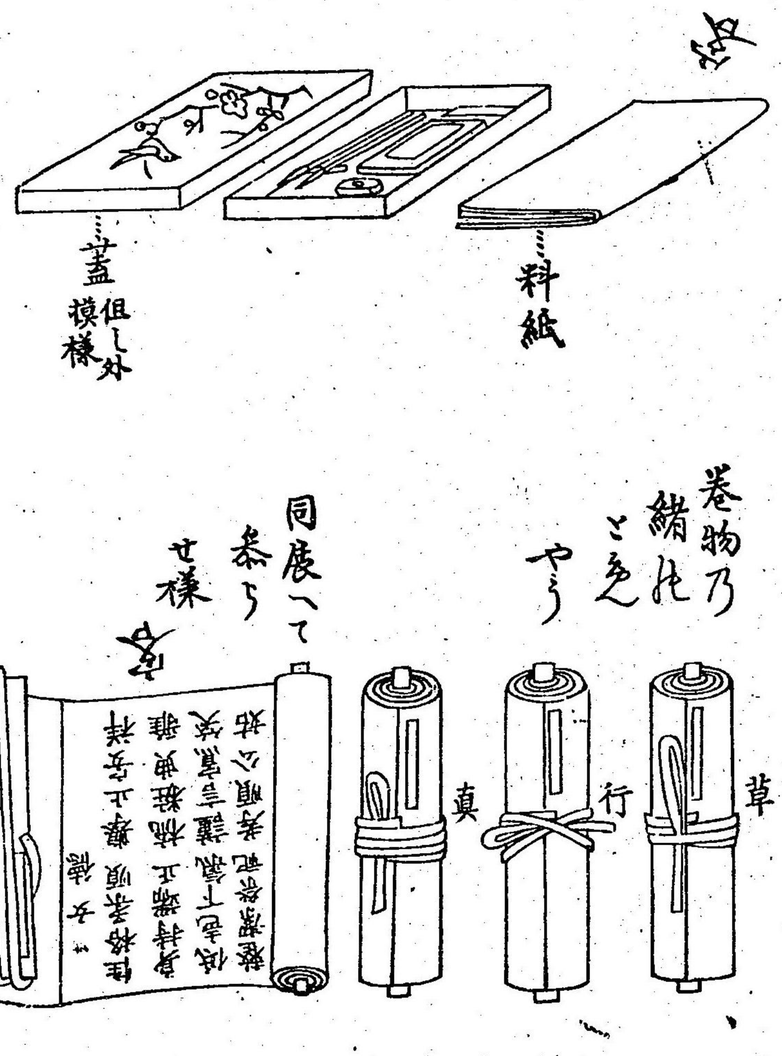

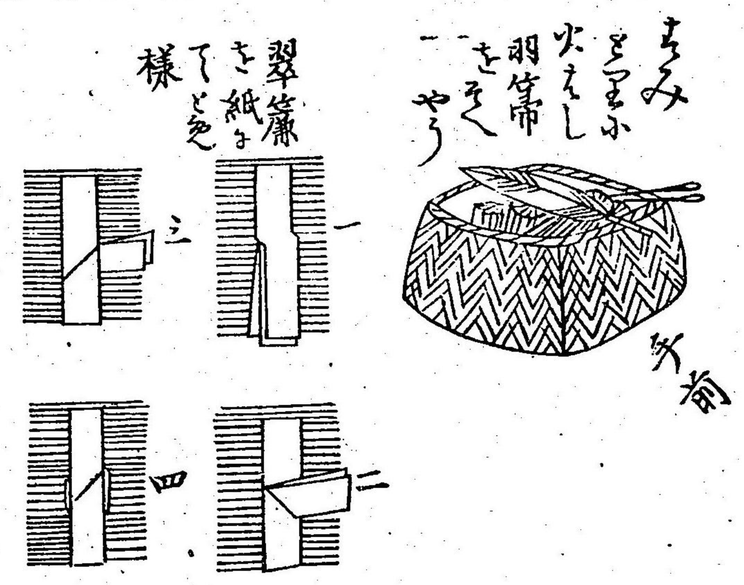

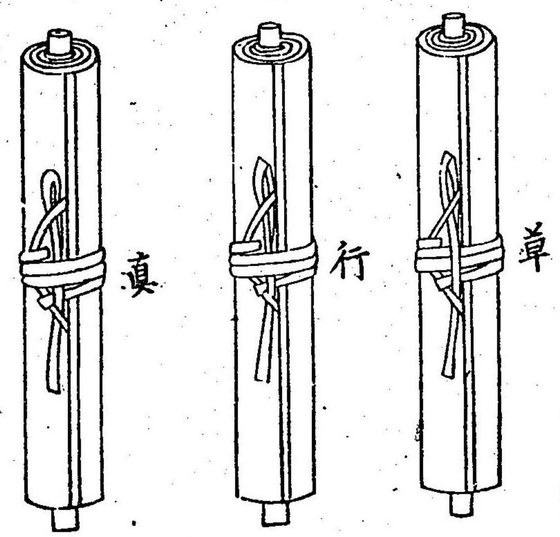

折紙の形

志人
佐か袖 一重
佐おひ 一筋
佐ま紙 一束
何誰

折目　折目

目録乃形

目録
多ふき 十把
志木綿 一さと
ま一 一ま
多法 一の

草花ハ包やう

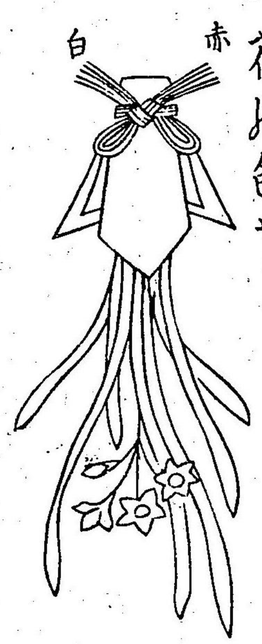

木ハ花乃包様

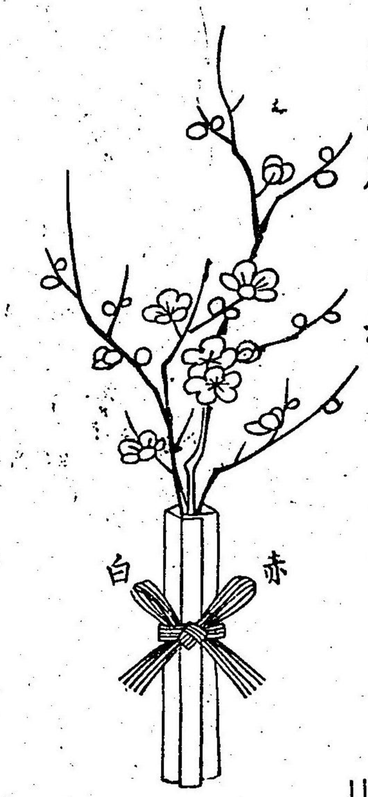

水引ハ赤を右とし白を左とするなり以下一々赤白ハ文字を記するも此例なるべしふ

草ゝる木ゝる

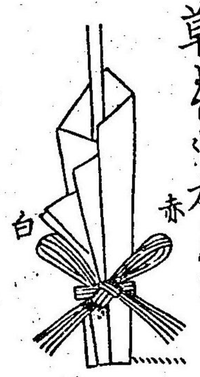

此所裏へ折こゝへ

小袖を廣蓋ふ
ゝる
様

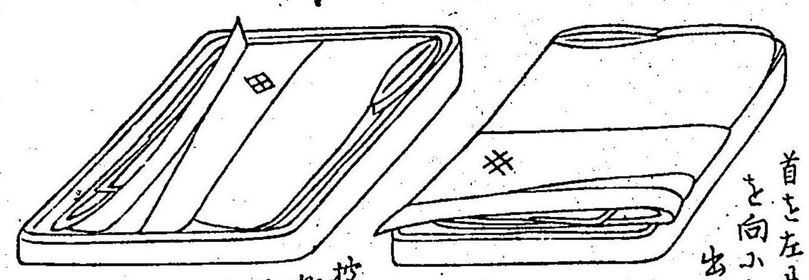

人ふ渡ゝる時ハ如此領首を左ゝ手ゝし袖口を向ふゝ
出ゝる至

校露ゝるふハ如此袖を右ふ肩ゝ向ふゝて宜ゝ
ゝる利

同臺ふ盛ゝる

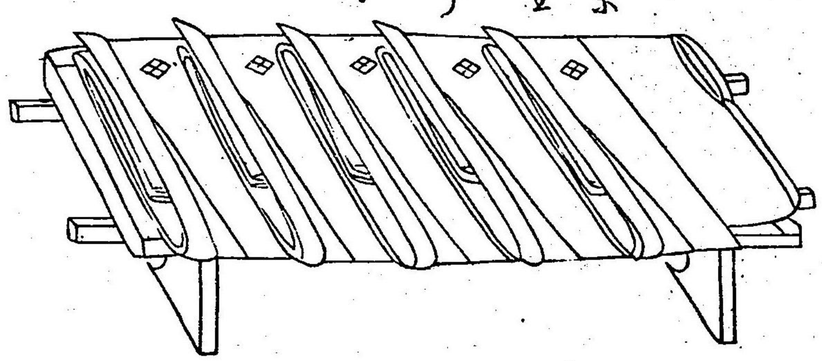

厚板綴子は
多くひ
まきもの

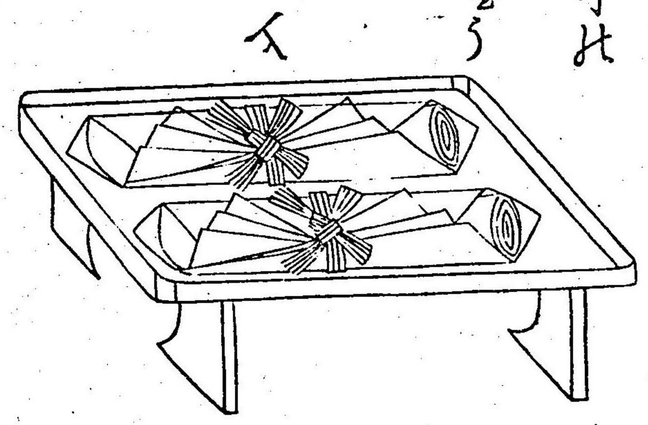

くさずおひ
かたまくひ
すもの
やう

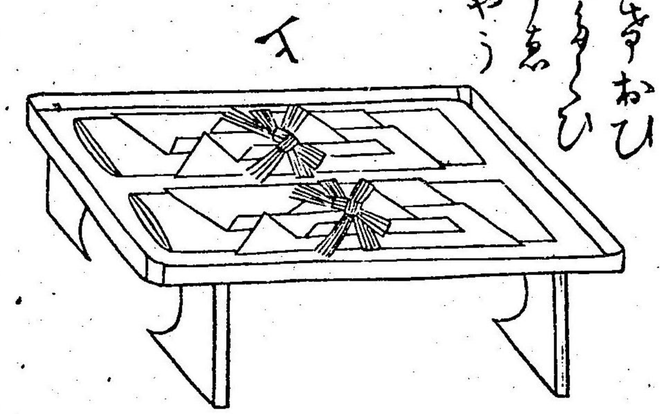

端物の
くさ
居もの
やう

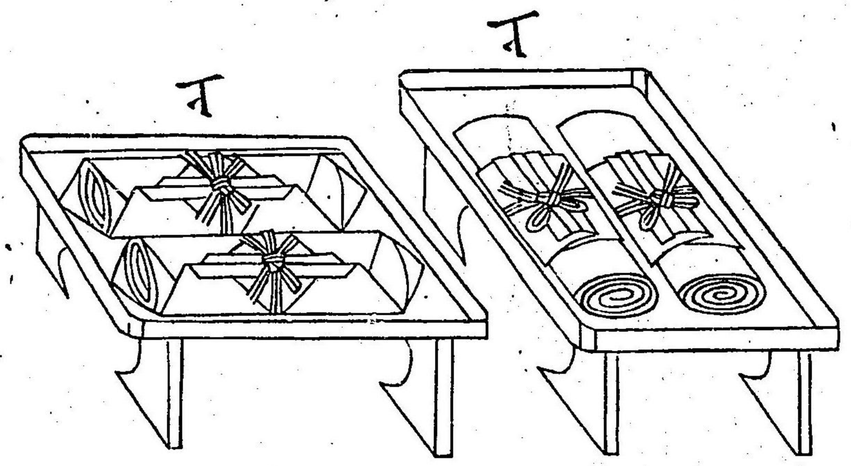

ふて
紙
すもの
様

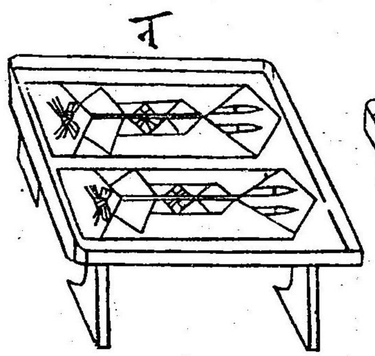

花紙の類
すもの様

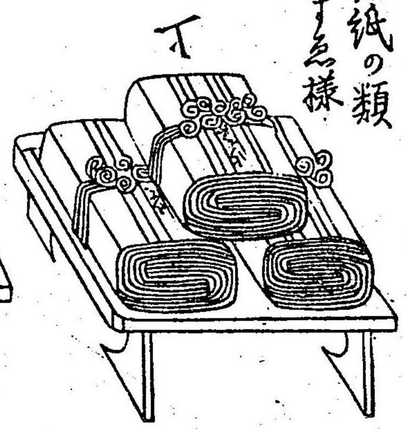

墨壺
すゑ
様

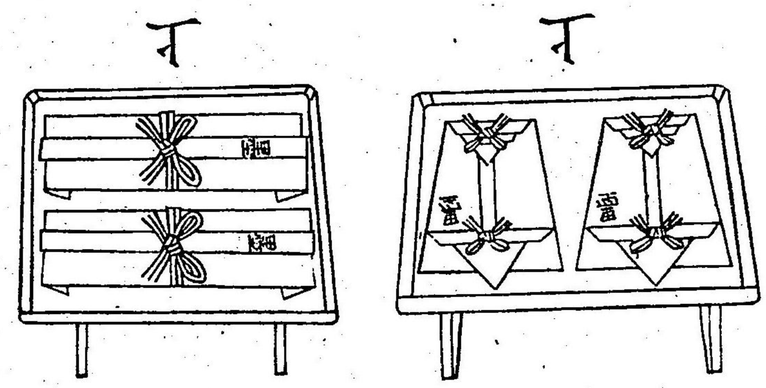

扇子
乃
すゑ
様

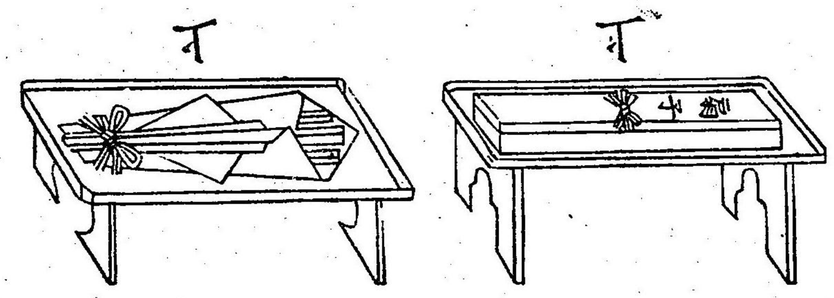

書籍乃
すゑ
やう

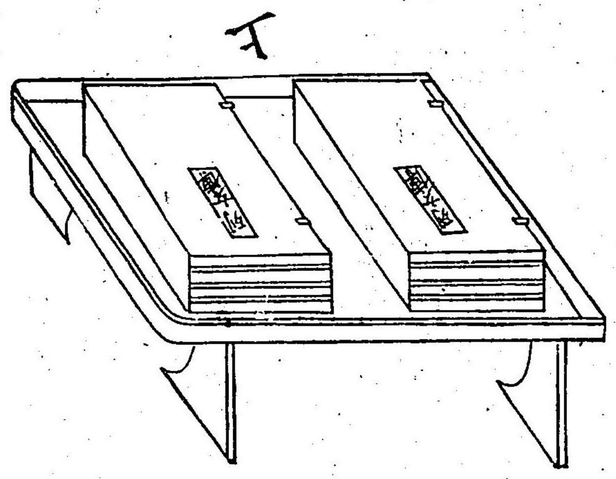

懸物掛
居すゑ
様

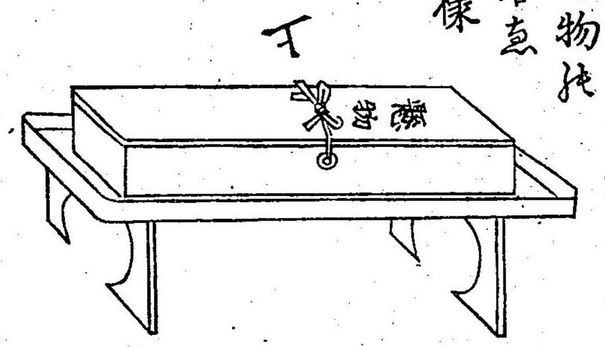

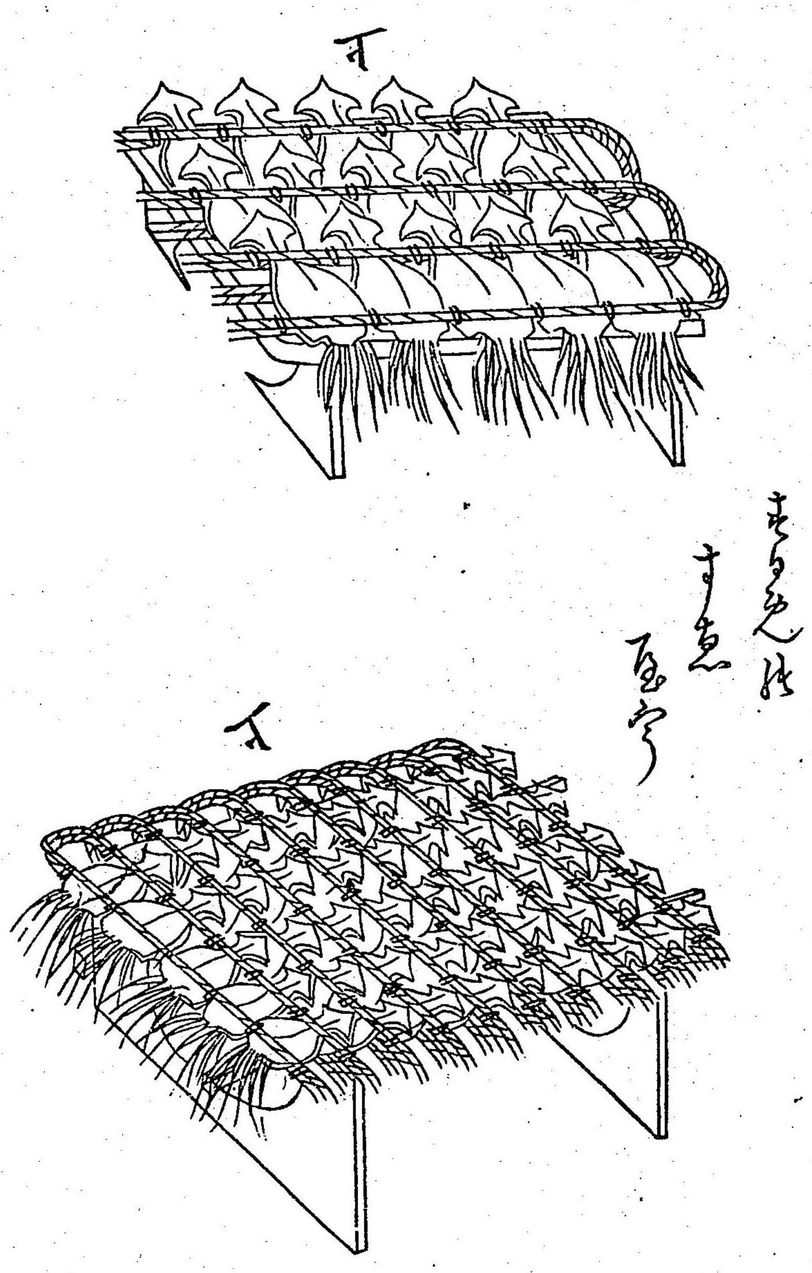
すかす色
すかす色
百匁

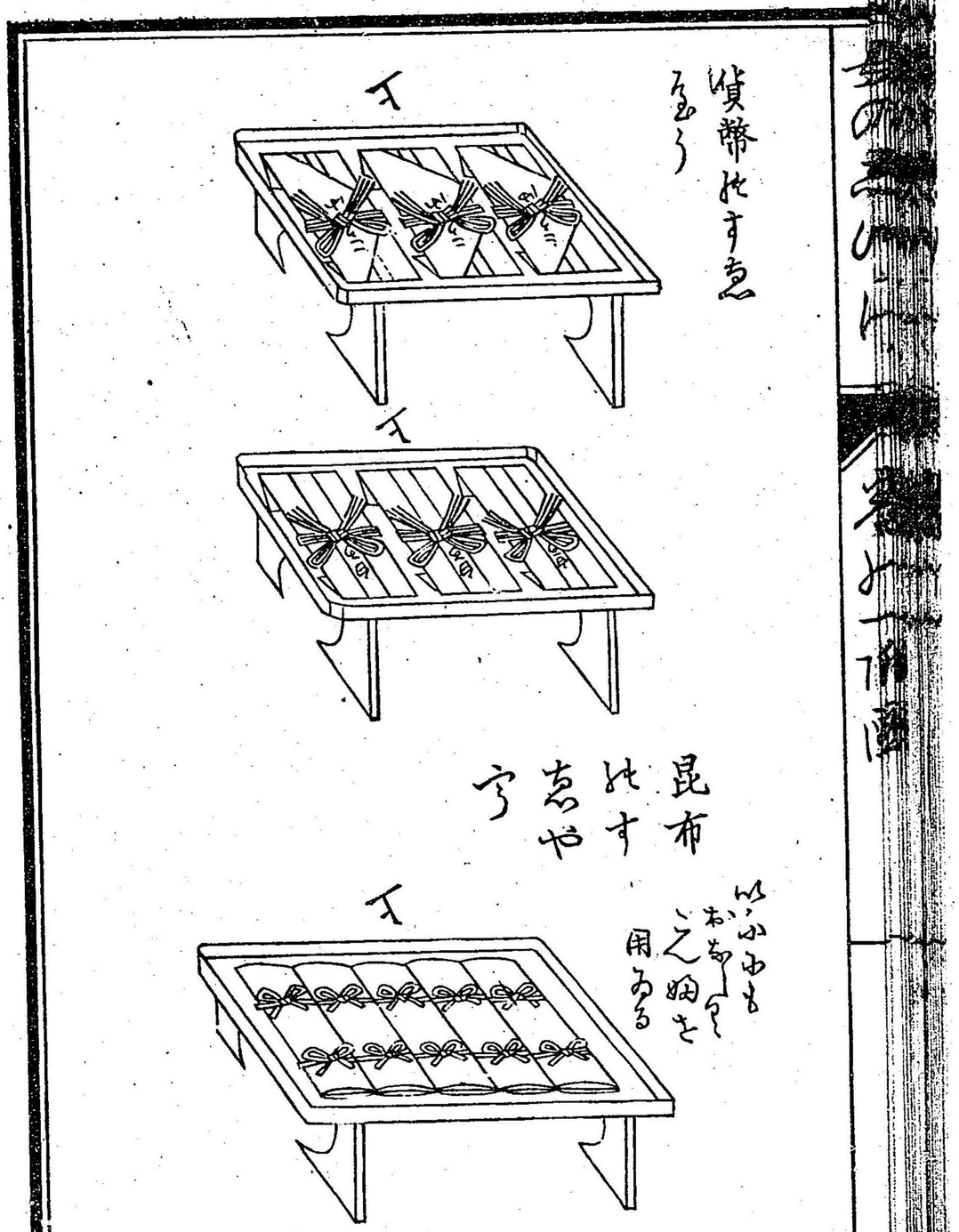
貨幣
百匁
昆布
百匁
百匁
いかもの
百匁
用ゐる

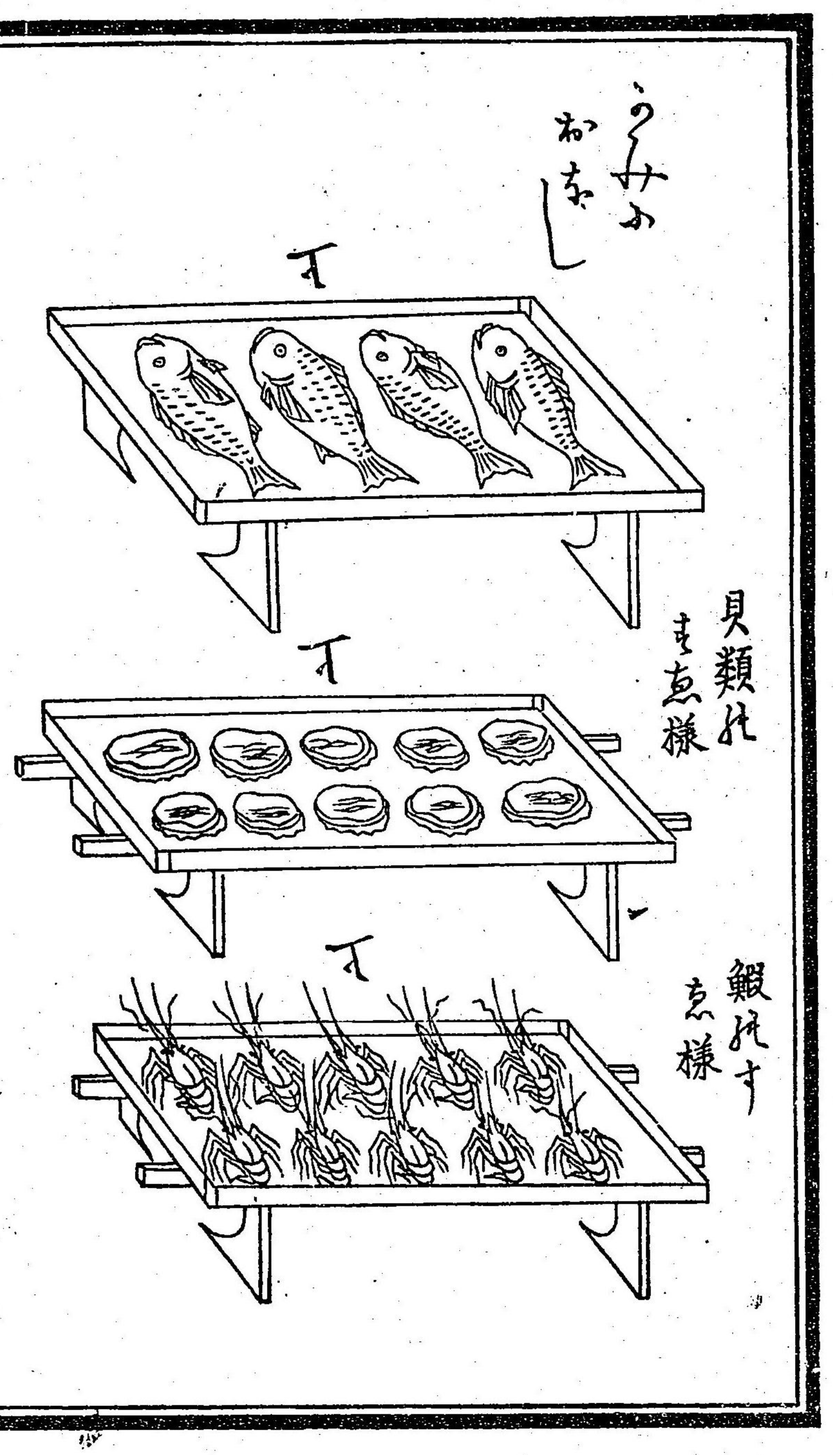
うみかわ
おなし
貝類
煮様
鰕
煮様

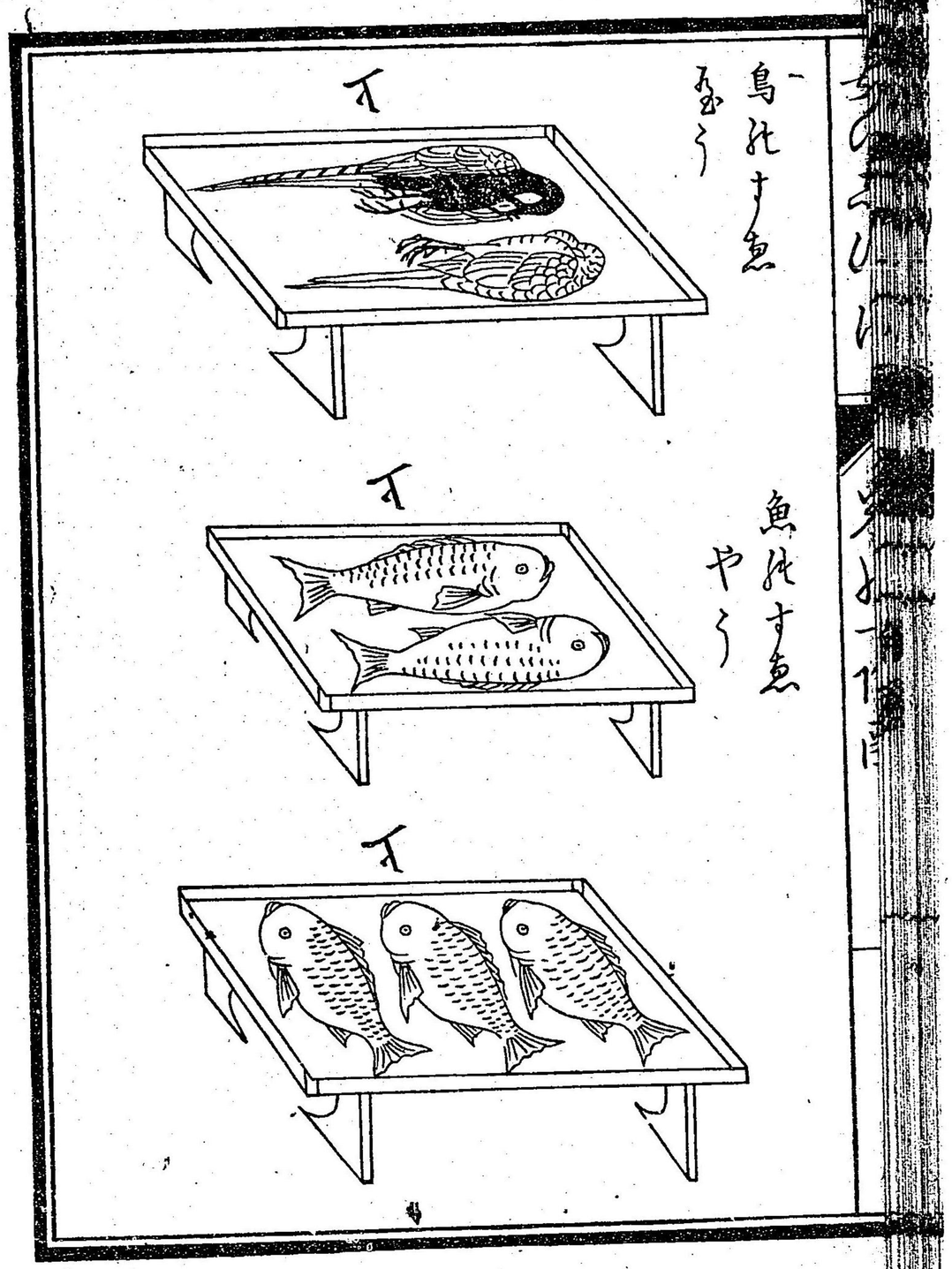
鳥
魚
やき

樽れ
おき
をう

本式は
如此すも
常れ樽の
時ハ五手
ハ中央と
紙そつ矣
水引ゆ
結ひ
しそよし

奉書紙原ちゝれ紙
ちゝはゝむ

桶ふ入り
多白
も純
お記
やう

明治十二年七月九日版權免許同年十二月
發兌
定價拾一錢五厘

編輯　石川縣第一女子師範學校
版主　益智館
石川縣金澤區廣坂通一番地
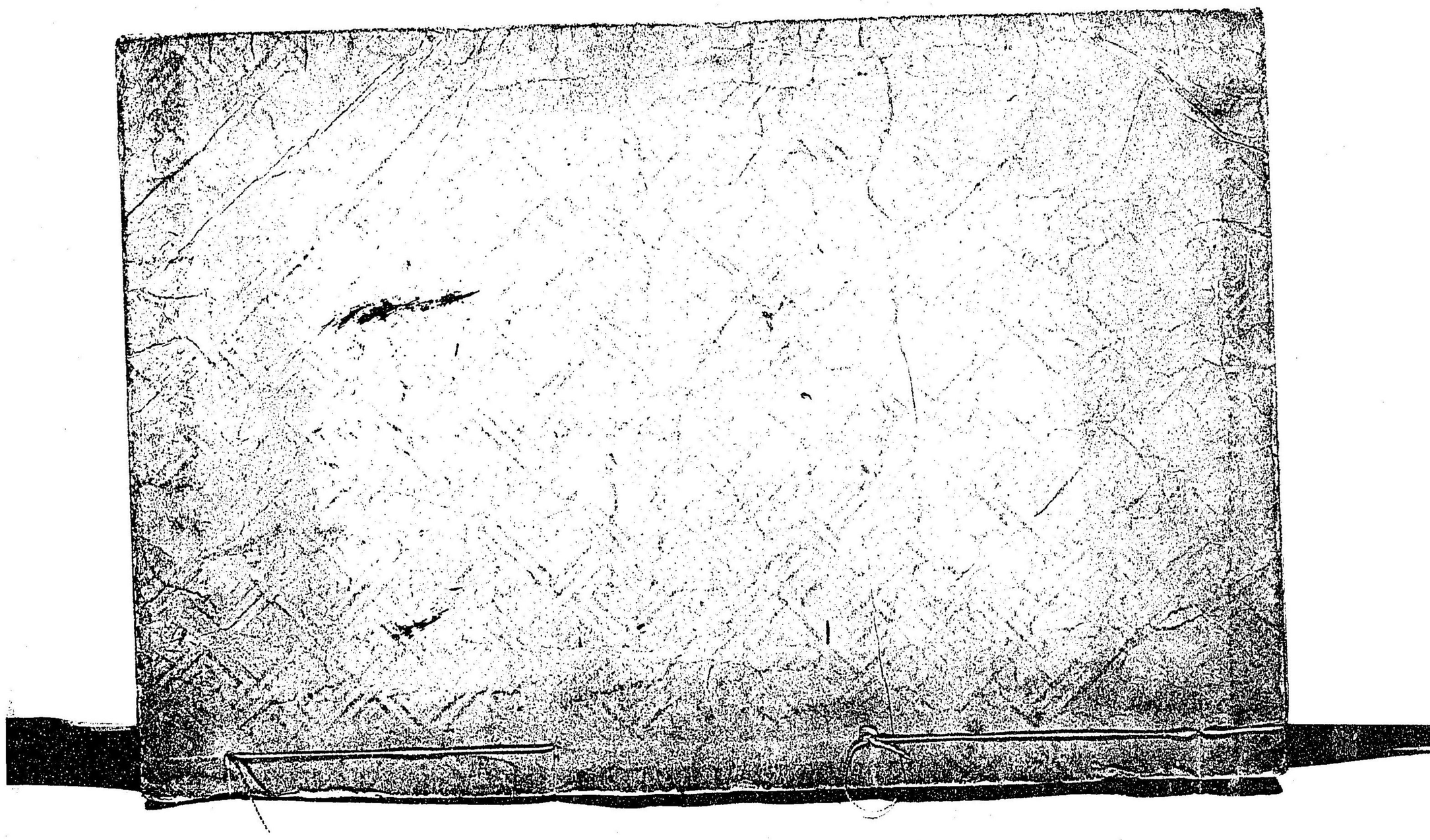
發行書林
金沢區上堤町　中村喜平
同區安江町　近田太平